

江東区公告式条例等の一部改正について

1 改正の理由

条例等の公布の方法並びに財政状況及び監査結果等の公表の方法について、区のホームページへの掲載による公布又は公表に関する規定を整備するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

対象の条例及び改正概要は次のとおり。

(1) 江東区公告式条例

条例及び規則の公布並びに規程の公表については、江東区役所の門前掲示場に掲示して行うこととしていたものを、江東区ホームページへの掲載により行うことができる旨の規定を整備する。

(2) 江東区財政状況の公表に関する条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による財政状況の公表の方法については、江東区公報に登載する方法により行うこととしていたものを、江東区ホームページへの掲載により行うことができる旨の規定を整備する。

(3) 江東区監査委員条例

監査の結果等の公表の方法については、江東区役所の門前掲示場に掲示して行うこととしていたものを、江東区ホームページへの掲載により行うことができる旨の規定を整備する。

3 施行期日

令和8年5月21日

4 新旧対照表

3ページから6ページまでのとおり

【第1条】江東区公告式条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に<u>基く</u>公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例の公布は、<u>江東区役所の門前掲示場</u>に<u>掲示してこれを行う</u>。</p> <p>(規則に関する準用)</p> <p style="text-align: right;">(加える)</p> <p>第3条 前条の規定は、規則に<u>これを準用する</u>。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 <u>規則を除く外、区長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び区長名を記入して区長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 <u>第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。</u></p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 第2条の規定は<u>議会の会議規則、傍聴人取締規則その他区の機関の定める規則</u>で公表を要するものに<u>これを準用する。但し、第2条中「区長」とあるは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(規則又は規程の施行期日)</p> <p>第6条 <u>規則又は区の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に<u>基づく</u>公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例の公布は、<u>江東区ホームページへの掲載又は江東区役所の門前掲示場への掲示により行う</u>。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第3条 <u>区長の定める規則(以下「区規則」という。)を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び区長名を記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、区規則について準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>(削る)</p> <p>第4条 <u>第2条第2項及び前条第1項の規定は、区長の定める規程(区規則を除く。)で公表を要するものについて準用する。</u></p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条第2項及び第3条第1項の規定は、区の機関(区長を除く。以下同じ。)の定める規則及びその他の規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「区長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(規則又は規程の施行期日)</p> <p>第6条 <u>区規則若しくは区の機関の定める規則又はその他の規程で公表を要するものは、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。</u></p>

【第2条】江東区財政状況の公表に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 (略) (公表の方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、<u>江東区公報</u>により <u>行なう</u>。</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>(加える)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (公表の方法)</p> <p>第4条 財政状況の公表は、次に掲げる方法により <u>行</u>う。</p> <p>(1) <u>江東区公報に登載する方法</u></p> <p>(2) <u>江東区公告式条例(昭和29年12月江東区条例第7号)第2条第2項の規定の例により行う方法</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める方法</u></p> <p>第5条 (略)</p>

【第3条】江東区監査委員条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第7条 第5条第2項及び前条に規定する公表は、<u>江東区役所の門前掲示場に掲示して行うものとする。</u></p> <p>第8条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第7条 第5条第2項及び前条に規定する公表は、<u>江東区公告式条例(昭和29年12月江東区条例第7号)第2条第2項の規定の例により行うものとする。</u></p> <p>第8条 (略)</p>

【附則】

現行	改正案
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。</p> <p>(江東区公告式条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 第1条の規定による改正後の江東区公告式条例(以下「新公告式条例」という。)第2条第2項(新公告式条例第3条第2項、第4条及び第5条において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公布及び公表について適用し、施行日前に行った公布及び公表については、なお従前の例による。</p> <p>(江東区財政状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>3 第2条の規定による改正後の江東区財政状況の公表に関する条例の規定は、施行日以後に行う公表について適用し、施行日前に行った公表については、なお従前の例による。</p> <p>(江東区監査委員条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4 第3条の規定による改正後の江東区監査委員条例の規定は、施行日以後に行う公表について適用し、施行日前に行った公表については、なお従前の例による。</p>